

八千代市建設工事適正化指導要領 主な改正内容
(令和 7 年 2 月 1 7 日施行)

1 下請契約の締結の制限（第 5 条）について

特定建設業者でなければ、下請契約を締結してはならない下請代金の総額を 4, 5 0 0 万円以上から 5, 0 0 0 万円以上（建築一式工事にあつては 7, 0 0 0 万円以上から 8, 0 0 0 万円以上）に引き上げる。

2 技術者の適正な配置（第 6 条）について

市から直接工事を請け負った特定建設業者が、当該工事現場に監理技術者を配置しなければならない下請代金の総額を 4, 5 0 0 万円以上から 5, 0 0 0 万円以上（建築一式工事にあつては 7, 0 0 0 万円以上から 8, 0 0 0 万円以上）に引き上げる。

3 施工体制台帳（第 1 号様式）及び再下請負通知書（第 2 号様式）

「外国人建設就労者の従事の状況（有無）」の欄を削除する。

4 作業員名簿（別添（第 1 号様式・第 2 号様式））

「㊟…外国人建設就労者」を削除する。

5 主任技術者等専任通知書（第 8 号様式）

建設業許可における専任技術者を配置しなければならない工事について、欄外の説明書きの請負金額を 4, 0 0 0 万円から 4, 5 0 0 万円（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円から 9, 0 0 0 万円）に引き上げる。

6 施工体制等点検表（第 1 2 号様式）

特定建設業の許可が必要となる下限額、工事現場ごとに専任の技術者を配置することが必要となる下限額が引き上げられること、及び「外国人建設就労者」を削除することに伴い、点検事項の修正をする。